

宮川用水地区 水管理システム機能診断業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備考
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条</p> <p>(目 的) 第1－2条</p> <p>(場 所) 第1－3条</p> <p>(土地の立入り等) 第1－4条</p> <p>(履行確実性評価の 達成状況の確認) 第1－5条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、農業水利施設の機能保全の手引き「水管理制御設備」(平成25年5月)を活用し、国営土地改良事業 宮川用水地区により造成された水管理システムの機能診断および健全度評価を行うものである。</p> <p>本業務の対象となる位置は、三重県伊勢市地内外であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2. 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3. その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4. 業務成果物のミス、不備 等 	

項 目	内 容	備考																			
(一般事項) 第 1－6 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 2. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。																				
(管理技術者) 第 1－7 条	<p>1. 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">技術士</td><td rowspan="2">総合技術監理</td><td>電気電子－電子応用又は情報通信</td></tr> <tr> <td>農業－農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>電気電子</td><td>電子応用又は情報通信</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学又は電気工学</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティン グマネージャー</td><td>電気電子</td><td></td></tr> <tr> <td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用又は情報通信	農業－農業土木又は農業農村工学	電気電子	電子応用又は情報通信	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学又は電気工学		シビルコンサルティン グマネージャー	電気電子		農業土木		
資 格	技術部門	選択科目																			
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用又は情報通信																			
		農業－農業土木又は農業農村工学																			
	電気電子	電子応用又は情報通信																			
	農業	農業土木又は農業農村工学																			
博士	農学又は電気工学																				
シビルコンサルティン グマネージャー	電気電子																				
	農業土木																				
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																				
(技術者情報の登録) 第 1－9 条	<p>共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																				
(保険加入) 第 1－10 条	<p>受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																				

項 目	内 容	備考																								
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2－1条	<p>設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定 (改訂) 年月</th></tr><tr><td>1</td><td>水管理制御方式技術指針 (計画設計編)</td><td>(社) 農業土木 機械化協会</td><td>令和6年10月</td></tr><tr><td>2</td><td>電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)</td><td>(社) 農業土木 機械化協会</td><td>令和元年9月</td></tr><tr><td>3</td><td>電気設備計画設計技術指針 (通信編)</td><td>(社) 建設電気技 術協会</td><td>平成29年11月</td></tr><tr><td>4</td><td>農業水利施設の機能保全の 手引き「水管理制御設備」</td><td>農林水産省</td><td>平成25年5月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月	1	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	(社) 農業土木 機械化協会	令和6年10月	2	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	(社) 農業土木 機械化協会	令和元年9月	3	電気設備計画設計技術指針 (通信編)	(社) 建設電気技 術協会	平成29年11月	4	農業水利施設の機能保全の 手引き「水管理制御設備」	農林水産省	平成25年5月					
番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月																							
1	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)	(社) 農業土木 機械化協会	令和6年10月																							
2	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	(社) 農業土木 機械化協会	令和元年9月																							
3	電気設備計画設計技術指針 (通信編)	(社) 建設電気技 術協会	平成29年11月																							
4	農業水利施設の機能保全の 手引き「水管理制御設備」	農林水産省	平成25年5月																							
(条件) 第2－2条	<p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>1. 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員と十分な打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>2. 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>3. 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分に把握した上で実施するものとする。</p> <p>4. 本業務における対象施設（親局・子局・孫局）は、別紙1【対象施設一覧表】で示すものとする。</p> <p>5. 対象施設の詳細は別添「システム構成図」に示すものとする。</p>																									
(貸与資料等) 第2－3条	<p>貸与資料等は次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せるものとする。</p> <table><tr><th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td rowspan="3">現況関係資料</td><td>土地改良施設整理台帳図面</td><td>1式</td></tr><tr><td>国営かんがい排水事業宮川用水第二期地区事業誌</td><td>1式</td></tr><tr><td>国営施設応急対策事業宮川用水地区 事業誌</td><td>1式</td></tr><tr><td>業務報告書</td><td>令和元年度 宮川用水地区粟生頭首工付帯施設補修他実施設計業務</td><td>1式</td></tr><tr><td rowspan="5">完成図書</td><td>平成21年度 宮川用水第二期地区水管理施設その1工事</td><td>1式</td></tr><tr><td>平成23年度 宮川用水第二期地区水管理施設その2工事</td><td>1式</td></tr><tr><td>平成22年度～平成23年度 宮川用水第二期地区斎宮調整池操作管理施設建設工事</td><td>1式</td></tr><tr><td>平成24年度 宮川用水第二期地区水管理施設完了整備その2工事</td><td>1式</td></tr><tr><td>令和2年度 宮川用水地区粟生頭首工操作管理システム整備工事</td><td>1式</td></tr></table>	分類	貸与資料	数量	現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面	1式	国営かんがい排水事業宮川用水第二期地区事業誌	1式	国営施設応急対策事業宮川用水地区 事業誌	1式	業務報告書	令和元年度 宮川用水地区粟生頭首工付帯施設補修他実施設計業務	1式	完成図書	平成21年度 宮川用水第二期地区水管理施設その1工事	1式	平成23年度 宮川用水第二期地区水管理施設その2工事	1式	平成22年度～平成23年度 宮川用水第二期地区斎宮調整池操作管理施設建設工事	1式	平成24年度 宮川用水第二期地区水管理施設完了整備その2工事	1式	令和2年度 宮川用水地区粟生頭首工操作管理システム整備工事	1式	
分類	貸与資料	数量																								
現況関係資料	土地改良施設整理台帳図面	1式																								
	国営かんがい排水事業宮川用水第二期地区事業誌	1式																								
	国営施設応急対策事業宮川用水地区 事業誌	1式																								
業務報告書	令和元年度 宮川用水地区粟生頭首工付帯施設補修他実施設計業務	1式																								
完成図書	平成21年度 宮川用水第二期地区水管理施設その1工事	1式																								
	平成23年度 宮川用水第二期地区水管理施設その2工事	1式																								
	平成22年度～平成23年度 宮川用水第二期地区斎宮調整池操作管理施設建設工事	1式																								
	平成24年度 宮川用水第二期地区水管理施設完了整備その2工事	1式																								
	令和2年度 宮川用水地区粟生頭首工操作管理システム整備工事	1式																								

項 目	内 容		備考																								
		令和2年度 防災情報ネットワークデータ転送 設備更新その5工事	1式																								
	その他	その他必要資料	1式																								
(参考図書及び貸与 資料等の取扱い) 第2－4条	第2－3条貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。 1. 貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた 場合は、監督職員と協議するものとする。 2. 適用図書等は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された 場合は、監督職員と協議するものとする。 3. 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、監督 職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければなら ない。																										
第3章 設計作業 (作業項目及び数 量) 第3－1条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は「別紙2 作業項目内訳表」に示すとおりである。 ＜作業項目表＞ <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1 業務準備</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>2 事前調査</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>3 現地踏査</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>4 現地調査</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>5 機能診断評価（健全度評価）</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>6 農業水利ストック情報データの作成</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>7 点検取りまとめ</td><td>1式</td><td></td></tr></table>			作 業 項 目	数量	備 考	1 業務準備	1式		2 事前調査	1式		3 現地踏査	1式		4 現地調査	1式		5 機能診断評価（健全度評価）	1式		6 農業水利ストック情報データの作成	1式		7 点検取りまとめ	1式	
作 業 項 目	数量	備 考																									
1 業務準備	1式																										
2 事前調査	1式																										
3 現地踏査	1式																										
4 現地調査	1式																										
5 機能診断評価（健全度評価）	1式																										
6 農業水利ストック情報データの作成	1式																										
7 点検取りまとめ	1式																										
(設計作業の留意 点) 第3－2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 1. 設計に当たっては、整備される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久 性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければ ならない。 2. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について 事前に監督職員の承諾を得るものとする。 3. 第2－3条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考 にした場合は、その出典を明示するものとする。 4. 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入 するものとする。 5. 作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せす るものとする。 6. 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表 現となるよう留意する。																										

項 目	内 容	備考
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-3条	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」 （URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2. 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4. 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5. 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 	
第4章 打合せ等 (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また初回及び最終回の打合せについては管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（現地調査結果の取りまとめ段階） 第3回 中間打合せ（健全度評価の策定段階） 最終回 成果品取りまとめの段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務</p>	

項 目	内 容	備考
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>成果物は、共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部</p> <p>(2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。</p>	
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市中昭和区安田通四丁目8番 (安田庁舎)</p> <p>東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所</p>	
(図面の提出) 第5-3条	<p>図面を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領 (案) 電気通信設備編」に基づいて作成するものとする。</p>	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第2-2条に示す「条件」に変更が生じた場合。 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 履行期間の変更が生じた場合。 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 その他。 	
第7章 業務スライドの試行	<ol style="list-style-type: none"> 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 	

項 目	内 容	備考
<p>第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条</p>	<p>3. 発注者又は受注者は、2. の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>4. 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>5. 2. の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2. 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>6. 予想することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2. ～5. の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>7. 6. の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>8. 4. 及び 7. の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が 2.、6. の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>9. 業務スライドの試行に係る運用については、1. に記載の通知に基づくものとする</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

別紙1 業務対象施設一覧表

地 区 名	施 設 項 目	数 量
宮川用水地区	<p>水管理システム（親局：1局、子局：16局、孫局11局）</p> <p>【親局】1局</p> <p>・中央管理事務所</p> <p>【子局】16局</p> <p>・斎宮操作所 ・明野第2操作所 ・相合川操作所 ・東豊浜操作所 ・新開操作所 ・宮古操作所 ・蚊野操作所 ・田宮寺操作所 ・有田操作所 ・押野操作所 ・有田第2操作所 ・蓑村操作所 ・笠木操作所 ・四神田操作所 ・五桂操作所 ・粟生操作所</p> <p>【孫局】11局</p> <p>・西外城田分水工 ・1号幹線流量計工 ・幹線制水弁工 ・暫定池村分水工 ・上野分水工 ・東新村分水工 ・明野分水工 ・原分水工 ・矢野分水工 ・松ヶ原ポンプ場 ・取水口流量観測設備</p>	1式

別紙2 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考 (対象施設)
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地確認を行う。	1 式	設計	親局：1 局、 子局：16 局、 孫局：11 局
2. 事前調査 (1) 資料調査	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工内容に関する完成図書等、既存資料の収集整理 ・事故暦・修理暦の収集、点検・整備記録、予備品保有状況等の整理 ・地域特性に係る資料の収集整理、地域社会状況の変化などの整理 ・地域特性に係る資料の収集整理、地域社会状況の変化などの把握 ・使用年数、使用時間、災害等の被害などの実態調査 	1 式	設計	親局：1 局、 子局：16 局、 孫局：11 局
(2) 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	1 式	設計	親局：1 局、 子局：16 局、 孫局：11 局
3. 現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に遠隔目視等により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。	1 式	調査	親局：1 局、 子局：16 局
4. 現地調査 (1) 概略診断調査	調査計画の検討、設備の経過年数、使用環境、故障の発生頻度・傾向、保全状況の把握	1 式	調査	親局：1 局、 子局：16 局
(2) 詳細診断調査	<ul style="list-style-type: none"> ・装置の外観目視、予備品入手状況、故障頻度の把握等 ・計測器を用いた絶縁抵抗、電源リップル等の測定等 	1 式	調査	親局：1 局、 子局：16 局
5. 機能診断評価	・概略診断、詳細診断の結果を踏まえ、設備、配電盤、機器毎の健全度を総合的に評価する。	1 式	設計	親局：1 局、 子局：16 局、 孫局：11 局
6. 農業水利ストック情報データの作成	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	1 式	設計	親局：1 局、 子局：16 局、 孫局：11 局
7. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	設計	親局：1 局、 子局：16 局、 孫局：11 局